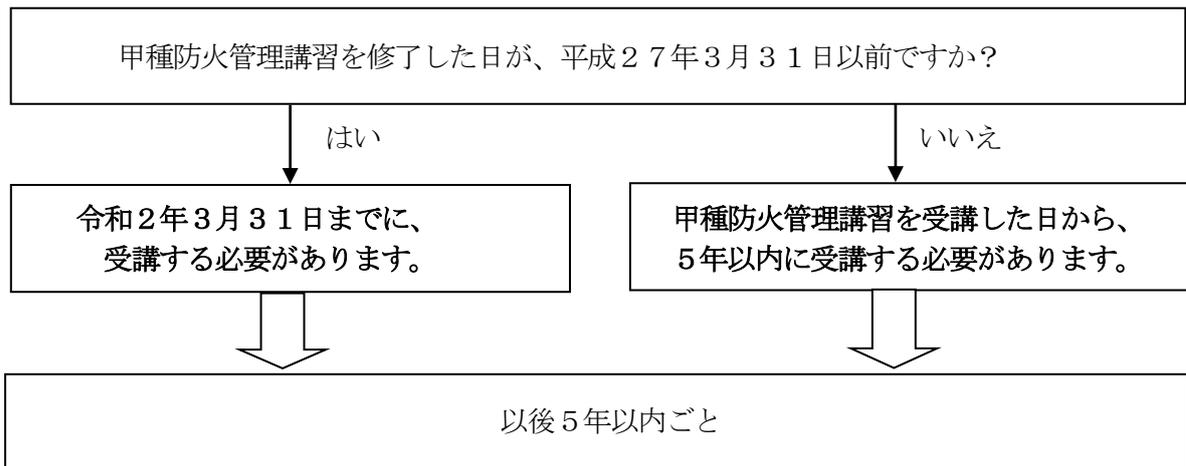


※1 特定防火対象物

特定用途に供される部分があり、不特定多数の者が利用する施設

(特定用途とは、消防法施行令別表第1(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる用途(劇場・遊技場・飲食店・百貨店・ホテル・病院・老人福祉施設・障害者支援施設・保育園・幼稚園など))

甲種防火管理再講習の受講期限について



甲種防火管理再講習を受講していない場合について

- 適正な資格を有する防火管理者が選任されていない、いわゆる防火管理者未選任の消防法令違反取扱となります。
- 防火対象物定期点検報告制度の特例認定を受けている場合は、認定を取り消されることがあります。